

由布市自動販売機設置事業者募集案内書（再公募）

令和4年度実施（令和5年5月設置分）

見積書提出期間：令和5年3月20日（月曜日）から令和5年3月30日（木曜日）
開 札 日：令和5年3月31日（金曜日）

令和5年3月20日

由 布 市

◇ 令和4年度 自動販売機設置事業者公募の流れ	P 1
◇ 由布市自動販売機設置事業者募集要項	P 2
1 公募物件	P 2
2 公募参加資格	P 2
3 質問及び回答	P 2
4 現地確認	P 2
5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について	P 2～3
6 見積書	P 3
7 応募申込書及び見積書の提出（郵送又は持参方式）	P 3～4
8 見積りの辞退	P 5
9 開札	P 5
10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結	P 5
11 設置事業者の決定の取り消し	P 5～6
12 問い合わせ先	P 6
◇ 基本仕様書	P 7～10
◇ 施設別特別仕様書	P 11～16
◇ 使用物件一覧表	P 17
◇ 応募申込書（応募申込書・記載例）	P 18～19
◇ 誓約書（誓約書・記載例）	P 20～21
◇ 見積書（見積書・記載例）	P 22～23
◇ 封筒記載例	P 24～25
◇ 見積辞退届（見積辞退届・記載例）	P 26～27
◇ 委任状（委任状・記載例）	P 28～29
◇ 行政財産使用許可申請書	P 30
◇ 自動販売機設置管理協定書（見本）	P 31～34

令和4年度 自動販売機設置事業者公募の流れ

由布市有施設における自動販売機設置事業者の募集は、設置にかかる使用料及び電気代料に加え、当該自動販売機の売上に対する自動販売機納付金を由布市におさめていただくことを条件に、自動販売機の設置を希望する事業者を公募します。

選考にあたっては、自動販売機納付金の最も高い納付料率を見積もった事業者を選考します。



① 自動販売機設置事業者募集要項の確認

自動販売機設置事業者募集要項公告：令和5年3月20日（月曜日）



② 応募申込書及び見積書の提出（郵送あるいは持参方式）

見積書提出期間：令和5年3月20日（月曜日）から令和5年3月30日（木曜日）まで

※書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参によること【期限内必着】



③ 開札

開札：令和5年3月31日（金曜日）

同率事業者のくじ：令和5年3月31日（金曜日） ※開札後に引き続いて実施



④ 設置許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

申請・締結期限：令和5年4月14日（金曜日）



⑤ 自動販売機の設置

設置期限：令和5年5月1日以降

※5月末を目処に設置。これを超えそうな場合は由布市財政課財産管理係にご連絡ください。

資料等の請求は

由布市財政課財産管理係（電話 097-582-1176）又は由布市公式ホームページ

由布市自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、由布市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件

- 1 自動販売機設置施設は、施設別特別仕様書及び使用物件一覧表のとおり
詳細は、基本仕様書、施設別特別仕様書及び使用物件一覧表のとおり
- 2 使用物件一覧表に記載されている物件番号ごとに選考し、物件番号ごとに1者の設置事業者を決定します。複数の物件の公募に参加することができます。

2 公募参加資格

公募に参加できるのは、次の条件を満たす方です。

- (1) 市町村税を滞納していない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。）第2条第2項、同条第6項に規定する者。
- (5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力がある者。

3 質問及び回答

令和5年2月25日開札分の再公募のため、質問票による質問及び回答については実施しません。ご不明な点は、由布市財政課財産管理係にお問い合わせください。

4 現地確認

現地説明会はありません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、施設別特別仕様書に記載の「施設所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び施設別特別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとなります。

5 自動販売機納付金及び設置業者の選考方法について

使用物件一覧表に記載の物件番号ごとに、自動販売機納付金料率（以下「納付金料率」という。）の見積りをしてください。物件番号ごとに市が予定する最低納付金料率以上で納付金料率の見積りをした者の中から、見積もった納付金料率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

<自動販売機納付金とは>

自動販売機納付金は、物件番号内の各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に自動販売機納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額です。

6 見積書

- 1 見積りは、所定の見積書を使用してください。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び文字が消せるタイプのボールペン等は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 1者が複数の物件に参加することができます。
- 6 参加者は、その郵送した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。
 - (1) 参加資格のない者のした見積り
 - (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り（訂正印を押印していても無効になります）
 - (4) 記入事項を判読できない見積り
 - (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - (6) 記名押印のない見積り
 - (7) 同一の物件に、同一者が2通以上の見積書を提出した見積り（代理人によるものも含む。）
 - (8) 受付期間内に到達しなかった見積り
 - (9) 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り
 - (10) 二重封筒により提出されなかった見積り
 - (11) 中封筒に封印がされていない見積り
 - (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 応募申込書及び見積書の提出（郵送又は持参方式）

提出方法	書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式 ※ 普通郵便による提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
受付期間	令和5年3月20日(月曜日)から令和5年3月30日(木曜日)午後5時必着 ※ 直接持参される場合は、由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）までお越しください。受付時間は、閉庁日を除く、午前8時半から午後5時までです。 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。

提出先	〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）
提出書類等	<p>(1) 応募申込書（複数の物件番号に応募する場合は、応募する物件番号ごとに提出）</p> <p>(2) 販売を行うとする清涼飲料水等の品目リスト</p> <p>(3) 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）</p> <p>(4) 法人登記簿謄本、または住民票謄本（写しでも可）</p> <p>(5) 市町村税の完納証明書（申込日より3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）ただし、市町村税を納付する義務がない者については、完納証明書は不要。</p> <p>(6) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書。写しでも可）</p> <p>(7) 誓約書</p> <p>(8) 見積書</p> <p>ア 記載方法は、「見積書」の様式をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ提出してください。</p> <p>イ 見積書に必要事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。見積書及び封印に使用する印鑑は、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印鑑と同一のものです。</p> <p>ウ 中封筒には次の事項を記入してください。</p> <p>① 参加者名 ② 所在地 ③ 連絡先電話番号 ④ 担当者名 ⑤ 件名：由布市自動販売機設置事業者募集 ⑥ 物件番号 ⑦ 開札日及び見積書在中</p> <p>※③連絡先電話番号 及び ④担当者名については、見積書提出にあたってのご担当者を確認するものです。</p> <p>※⑥物件番号については、見積もる物件番号を記載してください。</p>
注意事項	<p>【封入の際の注意事項】</p> <p>① 見積書は中封筒に入れ封印し、中封筒と(1)～(7)を外封筒に入れる。</p> <p>② 複数の物件に応募する場合、(2)～(7)は各1部の提出でも可。 ※令和5年2月25日開札分において、(2)～(7)を提出したのものについては変更がある場合を除き、省略可。</p> <p>③ 外封筒表側に「開札日、由布市自動販売機設置事業者募集、見積書在中」の旨を朱書きする。</p> <p>④ 外封筒裏側左下部に参加者名を記載する。</p> <p>⑤ 書留又は簡易書留郵便により郵送、あるいは持参する。</p> <p>【見積りの無効について】</p> <p>以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。</p> <p>① 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積り</p> <p>② 二重封筒により提出されなかった見積り</p> <p>③ 中封筒に封印がされていない見積り</p>

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札前までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、由布市財政課財産管理係に見積り辞退届を直接ご提出ください。
- 3 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありません。

受付期間	令和5年3月20日（月曜日）から令和5年3月30日（木曜日）まで 閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで ※持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提出先	由布市財政課財産管理係（由布市役所本庁舎本館2階）
必要書類等	見積り辞退届 (1) 記名押印し、必ずグループ名を記載してください。 (2) 使用する印は印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）と同一の印鑑を使用してください。 (3) 複数のグループについて辞退する場合は、グループごとに見積り辞退届を提出してください。 (4) 封印の必要はありません。

9 開札

開札会場	由布市役所本庁舎市民ホール2階 2-2会議室
開札日時	令和5年3月31日（金曜日） 午後2時開始
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、参加者又はその代理人以外の方は入場できません。なお、代理人の方が入場する場合は委任状が必要です。 (2) 開札の結果、参加者のうち最低納付金料率以上で最高納付金料率を見積りした者を設置事業者とし、開札会場内で発表します。 (3) 見積り結果については、物件番号ごとに参加者数、設置事業者名及び納付金料率を市公式ホームページに公表します。
くじの実施	(1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、開札に引き続いて、くじを引いていただき、設置事業者を決定します。 (2) 参加者がくじを引かないときは、この公募事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積りにその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和5年4月17日（月曜日）までに、由布市財政課財産管理係あてに行政財産使用許可申請書を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下「協定書」という。）を締結してください。

なお、屋外に設置する協定書には収入印紙（200円）が必要です。

11 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不相当と認められる場合

1 2 問い合わせ先

公募手続に関すること	由布市財政課財産管理係 電話：097-582-1176 受付時間：午前 8 時半から午後 5 時まで（閉庁日を除く。） E-mail：zaisei@city.yufu.lg.jp
設置場所の確認に関すること	施設別特別仕様書に記載の施設所管課

基本仕様書

施設別特別仕様書に特に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1 施設使用の条件

1 施設使用の許可

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可(以下、「使用許可」という。)により行う。

2 施設使用の許可手続き

設置事業者は、由布市財政課財産管理係宛に、以下の書類を添付し使用許可申請書を提出すること。

(1) 設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面

(2) 自動販売機の管理関係証明書類 ※

※ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合に、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

3 使用許可期間

(1) 使用許可日から令和8年3月31日まで。ただし、各設置施設の管理運営形態・実績を勘案し、由布市が適当と判断した場合には、1年ごとに更新し、当初の使用許可日から起算して最大5年(令和10年3月31日)まで更新できるものとする。

(2) 使用許可の期間の満了前でも、由布市の行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合、また、施設の改廃等がある場合は、使用許可を取り消すことがあるが、この場合事業者には損害が生じても由布市はその賠償の責を負わない。

4 使用許可に係る使用料の納付

使用許可に係る使用料は、由布市の発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

なお、使用許可に係る使用料は、使用許可期間ごとに決定するため、使用許可更新の際に変動することがある。

5 遵守事項

(1) 使用許可の条件を遵守すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、由布市の指示に従うこと。

6 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を由布市に請求することはできない。

7 自動販売機設置の中止

由布市の認める場合を除き、物件番号の自動販売機の設置を中止することはできない。
また、自動販売機の設置を中止する場合は、3ヶ月前までに市に書面で通知すること。

8 自動販売機の増設

由布市が必要と判断した場合又は公募設置とは別途市内事業者の設置要望がある場合、施設内に自動販売機を増設することがある。

自動販売機の増設により設置自動販売機の売上の増減がある場合も、設置事業者は一切の補償を由布市に請求することはできない。

2 自動販売機の規格等

- (1) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- (3) ホットアンドコールド機であること（紙パックのものを除く。）。
- (4) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- (5) 「学習省エネ機能」、「真空断熱材」や「ヒートポンプ採用」など、トップランナー方式に従った消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- (6) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- (7) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置のこと。
- (8) 施設所管課が随時実施する売上本数及び売上額の確認作業が行える仕様であること。
- (9) 安全対策
 - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、由布市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
 - ② 「自販機堅牢化基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、由布市の責に帰することが明らかな場合を除き、由布市はその責を負わない。
 - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (10) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- (11) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。

3 販売品目の条件等

1 販売品目

- (1) 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目

とし、一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とすること。

(2) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

2 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

4 維持管理責任

(1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを市に提出すること。

ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

(3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

(4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。

5 自動販売機納付金の納付

(1) 自動販売機納付金は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に納付金料率を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とすること。

(2) 自動販売機納付金は、由布市の発行する納入通知書又は口座振込により、指定する期日までに全額納入すること。

(3) 設置事業者は、各月ごとの1台あたりの売上本数及び売上額が確認できる書面を施設所管課に報告するとともに、施設所管課が随時実施する売上本数及び売上額の確認作業に協力すること。

なお、各自動販売機の売上額は、以後の公募の際等に公表することがある。

6 その他必要経費等

(1) 自動販売機（付帯電気設備を含む。）の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、由布市と協議のうえ、電気関係法令を順守して施行し、工事後は速やかに由布市の確認を受けること。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料については、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者の負担により子メーターを設置すること。

なお、電気使用料については子メーターの指示値により計測した消費電力量に基づき計算

した金額とし、由布市の発行する納入通知書により指定する期日までに全額納入すること。

7 その他

募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書、使用物件一覧表、行政財産使用許可書及び自動販売機設置管理協定書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度由布市と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市湯布院健康温泉館	
施設所在地	由布市湯布院町川上2863番地	
設置場所	物件No.①	施設出入口付近
	物件No.②	施設内ホール
	物件No.③	施設内ホール
特記事項	<p>(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年5月1日以降に行うものとする。</p> <p>(2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。</p> <p>なお、物件No.②及び物件No.③の使用済回収ボックス設置スペースが1か所しかないため、設置事業者同士で協議の上、回収に支障がないようにしてください。</p>	

2. 自販機に関する仕様

①販売品目（物件No.①～③）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

②自動販売機の規格（物件No.①～③）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可	
使用料等	物件No.①	年額 3,708円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.②	年額 29,714円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.③	年額 29,714円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

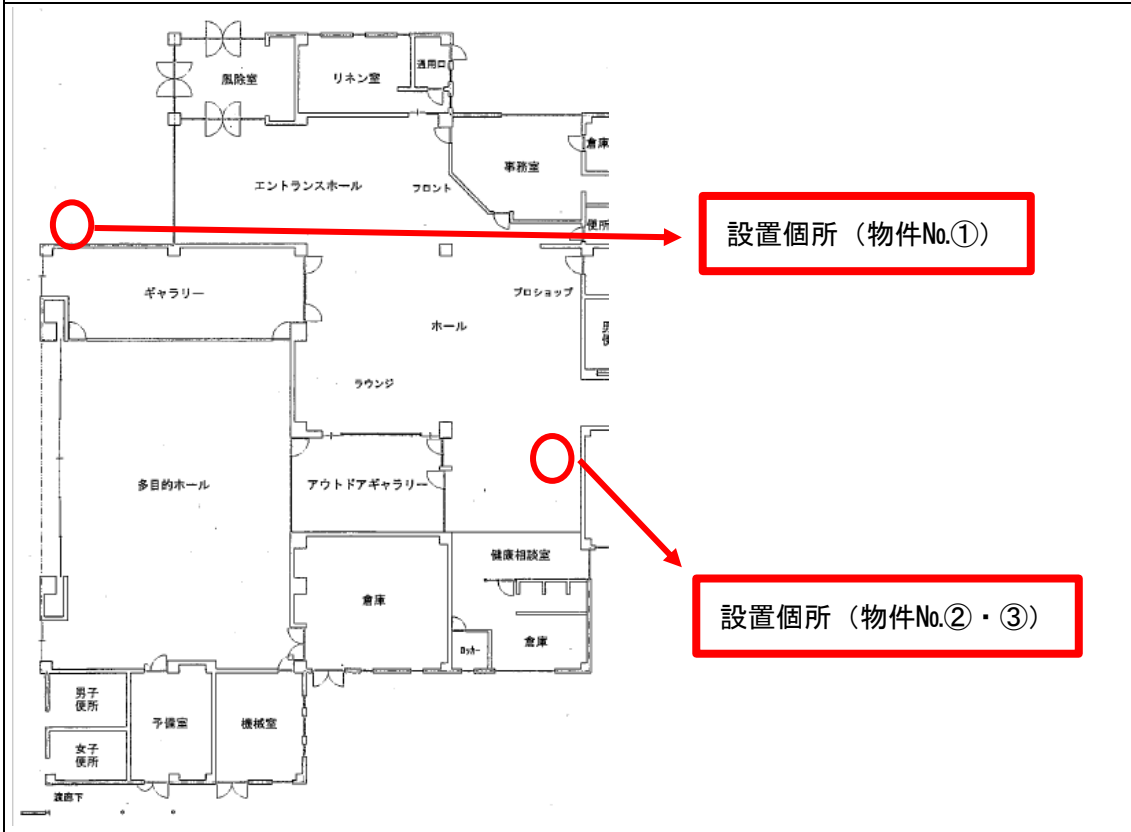
4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.①	年額 32,861円
	物件No.②	年額 17,512円
	物件No.③	年額 66,895円

5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市健康増進課	電話	097-582-1120
-------	----------	----	--------------

6. 設置個所詳細図



7. 現況写真



1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市湯布院スポーツセンター	
施設所在地	由布市湯布院町川西1200番地1	
設置場所	物件No.⑥	応接室 屋外横
	物件No.⑦	施設内回廊
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年5月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。	

2. 自販機に関する仕様

①販売品目（物件No.⑥～⑦）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器（物件No.⑥）	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
容器（物件No.⑦）	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

②自動販売機の規格（物件No.⑥～⑦）

外観（デザイン）	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可	
使用料等	物件No.⑥	年額 900円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑦	年額 21,450円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

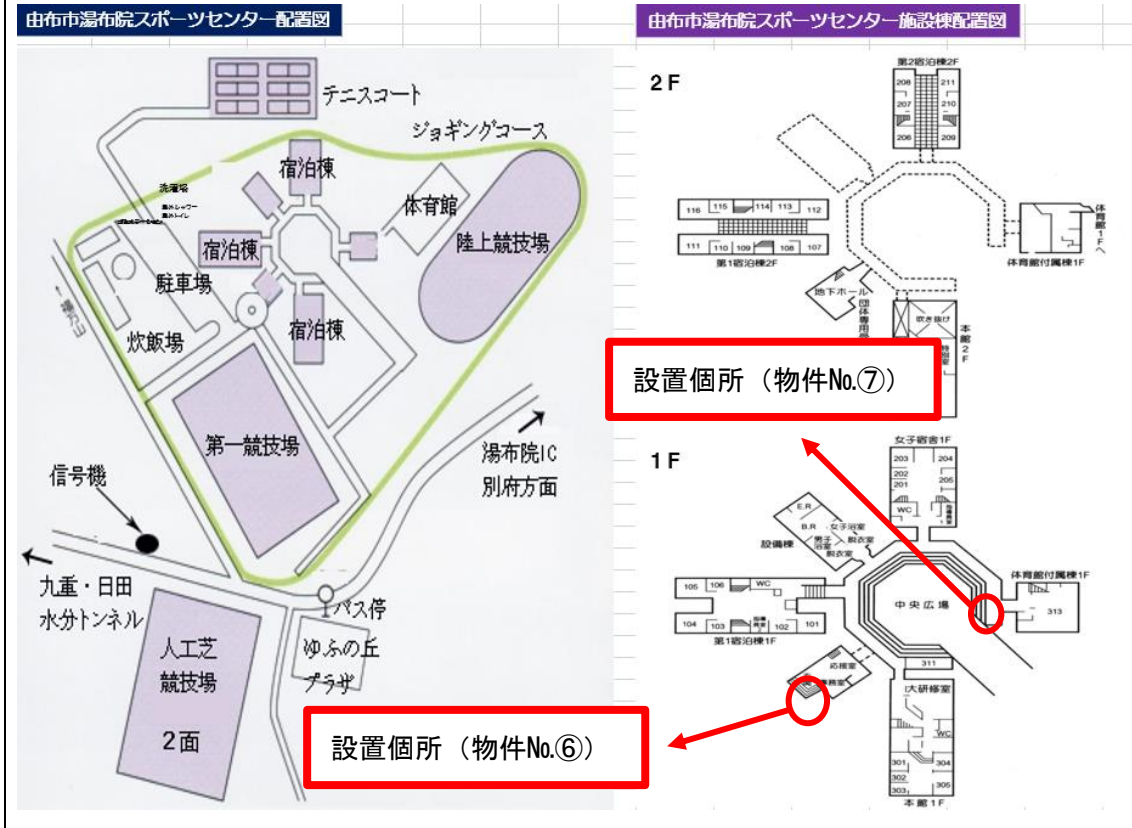
4. 電気料金安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑥	年額 20,667円
	物件No.⑦	年額 54,000円

5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電 話	097-582-1217
-------	------------	-----	--------------

6. 設置個所詳細図



7. 現況写真



1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市庄内ほのぼの温泉館
施設所在地	由布市庄内町庄内原355番地1
設置場所	物件No.⑮ 玄関前付近
	物件No.⑭ 施設内ホール
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年5月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

2. 自販機に関する仕様

①販売品目（物件No.⑭～⑮）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

②自動販売機の規格（物件No.⑭～⑮）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.⑭ 年額 564円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑮ 年額 15,530円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

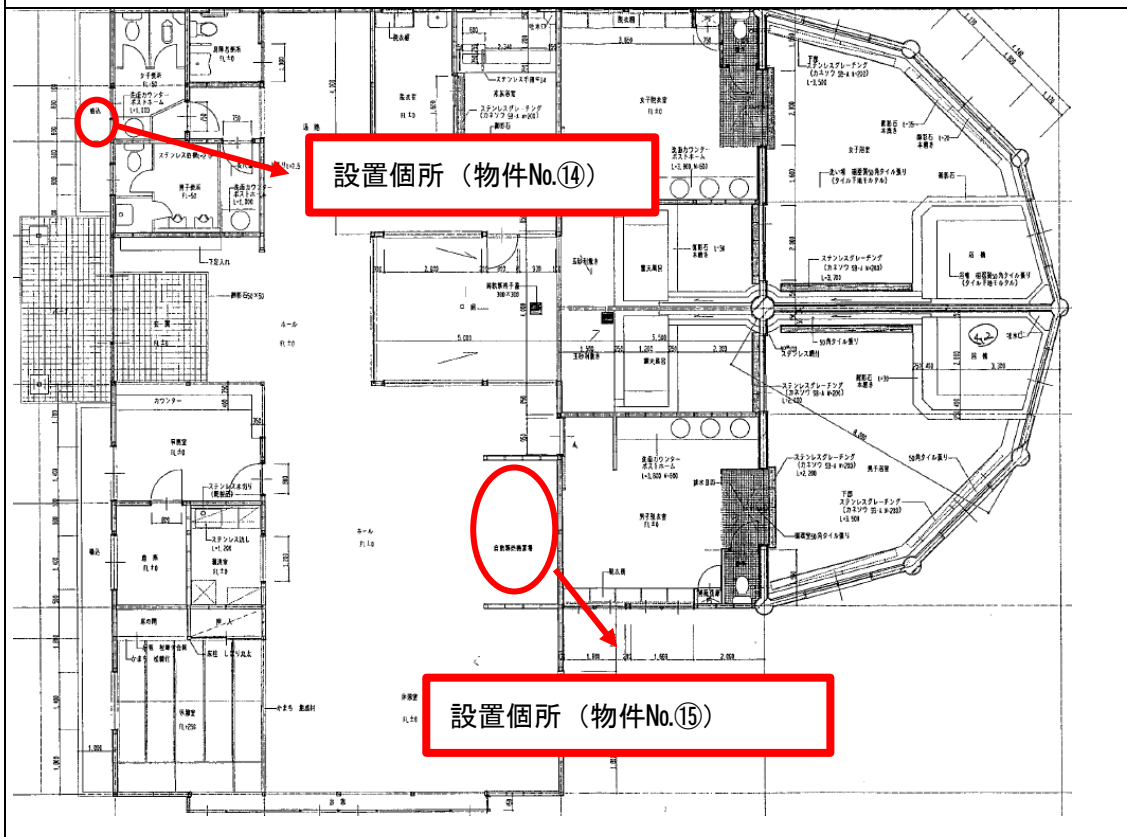
4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑭ 年額 16,859円
	物件No.⑮ 年額 17,551円

5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市庄内地域振興課	電 話	097-582-1113
-------	------------	-----	--------------

6. 設置箇所詳細図



7. 現況写真



使用物件一覧表

物件 番号	所在地 使用場所	最低納付料率 (%)	令和3年度 売上金額 (円)	収入印紙
①	由布市湯布院町川上 2863 番地 由布市湯布院健康温泉館	5 %	239,540 円	必要
②		5 %	183,430 円	—
③		5 %	1,278 本 ※令和3年度売上本数	—
⑥	由布市湯布院町川西 1200 番地 1 由布市湯布院スポーツセンター	5 %	289,670 円	必要
⑦		5 %	64,420 円 ※カップ式時	—
⑭	由布市庄内町庄内原 355 番地 1 由布市庄内ほのぼの温泉館	5 %	265,310 円	必要
⑮		5 %	280,890 円	—

誓約書

私は、募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等の内容について十分理解し、承知の上で申し込むとともに、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、由布市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印鑑証明印)

誓約書

記載例

私は、募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等の内容について十分理解し、承知の上で申し込むとともに、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、由布市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地 由布市庄内町柿原〇〇〇番地〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (印鑑証明印)

見 積 書

令和 年 月 日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印鑑証明印)

由布市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

物件番号	自動販売機納付金料率			
			.	%

【注意事項】

- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印を使用すること。
- 見積りする物件について、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記入すること。

見 積 書

記 載 例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地 由布市庄内町柿原〇〇〇番地〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (印鑑証明印)

由布市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、施設別特別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

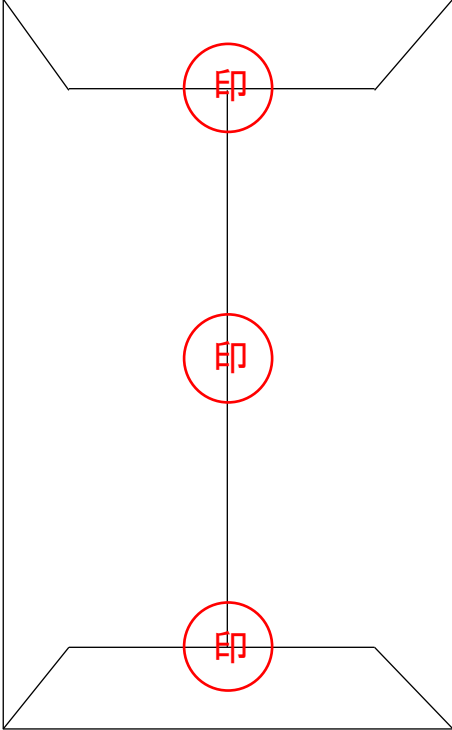
物件番号	自動販売機納付金料率				
〇	〇	〇	.	〇	%

【注意事項】

- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印を使用すること。
- 見積りする物件について、自動販売機納付金料率を記入すること。
- 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。
- 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。
- 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記入すること。

封筒記載例（見積書の郵送又は持参）

※書留又は簡易書留郵便による郵送あるいは持参に限る。

中封筒（表）	中封筒（裏）
<p>①参加者名</p> <p>②所在地</p> <p>③連絡先電話番号</p> <p>④担当者名</p> <p>⑤件名：由布市自動販売機設置事 業者募集</p> <p>⑥物件番号 ○</p> <p>⑦開札日 令和5年2月24日 見積書在中</p>	

※封印に使用する印は、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印鑑を使用してください。

外封筒（表）

879-5498

由布市 財政課 財産管理係 行

由布市庄内町柿原302番地

令和5年3月31日開札
由布市自動販売機設置事業者募集
見積書竿中

※必ず朱書きしてください。

外封筒（裏）

※裏側左下部に参加者名を記載してください。

見 積 辞 退 書

令和 年 月 日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印鑑証明印)

令和 年 月 日開札の由布市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

物件番号

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印を使用してください。記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退するグループごとに提出してください。

見積 辞 退 書

記 載 例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

由布市長 相馬 尊重 様

住所又は所在地 由布市庄内町柿原〇〇〇番地〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (印鑑証明印)

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の由布市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

物件番号
〇

【注意事項】

- 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。
- 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印を使用してください。記名押印のないもの並びに他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。
- 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- 辞退するグループごとに提出してください。

委任状

令和 年 月 日

由布市長 相馬 尊重 様

委任者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 (印鑑証明印)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の開札に関する一切の権限を委任します。

物件番号

代理人 住所

氏名

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

記載例

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

由布市長 相馬 尊重 様

委任者 住所又は所在地 由布市庄内町柿原〇〇〇番地〇〇
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者職氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (印鑑証明印)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の開札に関する一切の権限を委任します。

物件番号
〇

代理人 住所 由布市庄内町柿原〇〇〇番地〇〇
氏名 〇〇 〇〇

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

様式第 13 号(第 31 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

由布市長 相馬 尊重 様

申請人 住 所
氏 名

次のとおり行政財産の使用を許可して下さるよう申請します。

財 産 の 表 示	使 用 目 的	使 用 希 望 期 間	備 考

添付書類 希望場所の位置図、配置図又は見取図 等

自動販売機設置管理協定書（案）

由布市長 相馬 尊重（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置管理について、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、甲が指定した下記物件（以下、「使用物件」という。）に自販機を設置し、管理するものとする。

物件番号	所在地	使用場所

（使用目的）

第2条 乙は、使用物件を自販機設置の用に供することを目的として使用するものとする。

2 乙は、前項の使用目的を変更してはならない。

（使用期間）

第3条 使用期間は、令和5年5月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、設置施設の運営形態や自販機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和10年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

（使用料）

第4条 使用料は、年間〇〇〇〇〇〇円とし、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、前項につき変更協定書を締結するものとする。

（電気使用料）

第5条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機納付金）

第6条 自動販売機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を除

く。)に、納付金料率〇〇.〇%を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月15日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第8条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、飲料(缶、ペットボトル、紙パック、ビン類)とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。

(2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第9条 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認められた価格とすること。

(維持管理責任等)

第10条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(売上調査)

第13条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(通知義務)

第14条 乙は、使用物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

2 乙は、乙の名称、所在地、代表者又は設置している自販機の機種に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知しなければならない。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定書を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 使用物件を公用又は公共用に供することが決定したとき、又は当該施設を廃止するとき。

(3) 本協定等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(5) 第4条、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらずなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

(使用物件の返還)

第16条 乙は、使用期間が満了する日までに前条の規定により協定を解除されたときは、甲の指定する期日までに原状に回復し、返還しなければならない。

2 乙は、使用期間の満了前に、次の使用期間も引き続き同じ使用物件を使用できることが明らかになったときは、当該使用物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(疑義の決定)

第17条 この協定書に定めていない事項若しくはこの協定書に疑義が生じた場合は、
甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙各自記名押印の上、各自
1通を保持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 由布市庄内町柿原302番
由布市長 相馬 尊重

乙 住 所
氏 名